

17時	1,600円	300円	500円	500円	400円	400円	800円	400円
22時	0円							

別表第3 (第9条, 第10条関係)

呉市警固屋まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに							
	ホール	礼法室	第1会議室	第2会議室	調理室	学習室	音楽室	図書室
8時30分～17時	1,800円	400円	200円	200円	300円	200円	200円	200円
17時～22時	2,300円	500円	300円	300円	400円	400円	400円	400円

別表第4 (第9条, 第10条関係)

呉市阿賀まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに									
	ホール	礼法室	第1講座室	第2講座室	第1会議室	第2会議室	調理室	音楽室	図書室	略
8時30分～17時	2,100円	700円	300円	400円	200円	400円	600円	500円	400円	

17時	1,900円	400円	600円	600円	500円	500円	1,000円	500円
22時	0円							

別表第3 (第9条, 第10条関係)

呉市警固屋まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに							
	ホール	礼法室	第1会議室	第2会議室	調理室	学習室	音楽室	図書室
8時30分～17時	2,200円	500円	200円	200円	400円	200円	200円	200円
17時～22時	2,800円	600円	400円	400円	500円	500円	500円	500円

別表第4 (第9条, 第10条関係)

呉市阿賀まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに									
	ホール	礼法室	第1講座室	第2講座室	第1会議室	第2会議室	調理室	音楽室	図書室	略
8時30分～17時	2,500円	800円	400円	500円	200円	500円	700円	600円	500円	

17時～22時	2,700円	900円	400円	500円	300円	500円	800円	600円	500円	略
---------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	---

別表第5（第9条，第10条関係）

呉市広まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに			
	入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合		
		300円以下	301円以上 1,000円以下	1,001円以上
8時30分～17時	2,800円	7,000円	8,400円	9,800円
17時～22時	3,700円	9,200円	11,100円	12,900円

備考 略

別表第6（第9条，第10条関係）

呉市広まちづくりセンター講座室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
略			
和室	1時間までごとに	700円	900円
略			

17時～22時	3,200円	1,100円	500円	600円	400円	600円	1,700円	700円	600円	略
---------	--------	--------	------	------	------	------	--------	------	------	---

別表第5（第9条，第10条関係）

呉市広まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに			
	入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合		
		300円以下	301円以上 1,000円以下	1,001円以上
8時30分～17時	3,400円	8,400円	10,100円	11,800円
17時～22時	4,400円	11,000円	13,300円	15,500円

備考 略

別表第6（第9条，第10条関係）

呉市広まちづくりセンター講座室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
略			
和室	1時間までごとに	800円	1,100円
略			

第4講座室	〃	300円	400円
-------	---	------	------

備考 略

別表第7（第9条，第10条関係）

呉市仁方まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに								
	ホール	略	和室	調理室	音楽室	第1学習室	第2学習室	第3学習室	略
8時30分～17時	1, 6 00円		600 円	500 円	300 円	500 円	400 円	400 円	
17時～22時	2, 1 00円		700 円	600 円	400 円	600 円	500 円	600 円	

別表第8（第9条，第10条関係）

呉市宮原まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに						
	ホール	講座室1	略	和室	略	調理室	略
8時30分～17時	1, 00 0円	400 円		600 円		400 円	
17時～22時	1, 20 0円	500 円		900 円		600 円	

別表第9（第9条，第10条関係）

呉市天応まちづくりセンター使用料

第4講座室	〃	400円	500円
-------	---	------	------

備考 略

別表第7（第9条，第10条関係）

呉市仁方まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに								
	ホール	略	和室	調理室	音楽室	第1学習室	第2学習室	第3学習室	略
8時30分～17時	1, 9 00円		700 円	600 円	400 円	600 円	500 円	500 円	
17時～22時	2, 5 00円		800 円	700 円	500 円	700 円	600 円	700 円	

別表第8（第9条，第10条関係）

呉市宮原まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに						
	ホール	講座室1	略	和室	略	調理室	略
8時30分～17時	1, 20 0円	500 円		700 円		500 円	
17時～22時	1, 40 0円	600 円		1, 100 円		700 円	

別表第9（第9条，第10条関係）

呉市天応まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに					
	ホール	略	音楽室	調理室	学習室 1	略
8時30分～17時	900 円		200 円	300 円	300 円	
17時～22時	1, 2 00円		300 円	400 円	400 円	

別表第10 (第9条, 第10条関係)

呉市昭和まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに								
	ホ ル	1階 第1 講座 室	略	和室	美術 室	音楽 室	料理 室	3階 第1 講座 室	略
8時30分～17時	1, 90 0円	40 0円		40 0円	30 0円	40 0円	50 0円	40 0円	
17時～22時	2, 50 0円	50 0円		50 0円	40 0円	50 0円	60 0円	50 0円	

使用時間	1時間までごとに					
	ホール	略	音楽室	調理室	学習室 1	略
8時30分～17時	1, 1 00円		200 円	400 円	400 円	
17時～22時	1, 4 00円		400 円	500 円	500 円	

別表第10 (第9条, 第10条関係)

呉市昭和まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに								
	ホ ル	1階 第1 講座 室	略	和室	美術 室	音楽 室	料理 室	3階 第1 講座 室	略
8時30分～17時	2, 30 0円	50 0円		50 0円	40 0円	50 0円	60 0円	50 0円	
17時～22時	3, 00 0円	60 0円		60 0円	50 0円	60 0円	70 0円	60 0円	

別表第11（第9条，第10条関係）

呉市昭和東まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに		
	ホール	礼法室	略
8時30分 ～17時	800円	200円	
17時～2 2時	1,000 円	300円	

別表第12（第9条，第10条関係）

呉市郷原まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに							
	ホ ル	第1 講 座 室	第2 講 座 室	第3 講 座 室	和室	音 楽 室	調 理 室	略
8時3 0分～ 17時	1,5 00円	400 円	400 円	400 円	500 円	400 円	500 円	
17時 ～22 時	1,9 00円	600 円	500 円	600 円	600 円	500 円	600 円	

別表第13（第9条，第10条関係）

呉市下蒲刈まちづくりセンター使用料

使用時間	第1学習 室	第2学習 室	集会室	控室	陶芸室	調理室

別表第11（第9条，第10条関係）

呉市昭和東まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに		
	ホール	礼法室	略
8時30分 ～17時	1,000 円	200円	
17時～2 2時	1,200 円	400円	

別表第12（第9条，第10条関係）

呉市郷原まちづくりセンター使用料

使用時間	1時間までごとに							
	ホ ル	第1 講 座 室	第2 講 座 室	第3 講 座 室	和室	音 楽 室	調 理 室	略
8時3 0分～ 17時	1,8 00円	500 円	500 円	500 円	600 円	500 円	600 円	
17時 ～22 時	2,3 00円	700 円	600 円	700 円	700 円	600 円	700 円	

別表第13（第9条，第10条関係）

呉市下蒲刈まちづくりセンター使用料

使用時間	第1学習 室	第2学習 室	集会室	控室	陶芸室	調理室

8時30分～22時	1時間までごとに <u>400円</u>
-----------	----------------------

備考 略

別表第14（第9条，第10条関係）

呉市川尻まちづくりセンターホール使用料

使用時間		1時間までごとに		
		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	舞台のみを使用する場合
8時30分～17時	平日	<u>5,700円</u>	<u>11,400円</u>	<u>1,300円</u>
	土・日・休日	<u>7,500円</u>	<u>15,000円</u>	<u>1,300円</u>
17時～22時	平日	<u>6,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>1,500円</u>
	土・日・休日	<u>7,900円</u>	<u>15,800円</u>	<u>1,500円</u>

備考 略

別表第15（第9条，第10条関係）

呉市川尻まちづくりセンター研修室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
高齢者教室あけび	1時間までごとに	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>

8時30分～22時	1時間までごとに <u>500円</u>
-----------	----------------------

備考 略

別表第14（第9条，第10条関係）

呉市川尻まちづくりセンターホール使用料

使用時間		1時間までごとに		
		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	舞台のみを使用する場合
8時30分～17時	平日	<u>6,800円</u>	<u>13,700円</u>	<u>1,600円</u>
	土・日・休日	<u>9,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>1,600円</u>
17時～22時	平日	<u>7,200円</u>	<u>14,400円</u>	<u>1,800円</u>
	土・日・休日	<u>9,500円</u>	<u>19,000円</u>	<u>1,800円</u>

備考 略

別表第15（第9条，第10条関係）

呉市川尻まちづくりセンター研修室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
高齢者教室あけび	1時間までごとに	<u>700円</u>	<u>900円</u>

研修室1	〃	<u>600円</u>	<u>700円</u>
研修室2	〃	<u>600円</u>	<u>700円</u>
和室ききょう	〃	<u>400円</u>	<u>600円</u>
大広間はぎ	〃	<u>600円</u>	<u>800円</u>
調理室	〃	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>
会議室1	〃	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>
会議室2	〃	<u>400円</u>	<u>500円</u>
美術工芸室	〃	<u>700円</u>	<u>1,000円</u>
さざなみ	〃	<u>600円</u>	<u>900円</u>
つつじ	〃	<u>1,600円</u>	<u>1,700円</u>
うぐいす	〃	<u>1,900円</u>	<u>2,100円</u>
くす	〃	<u>1,100円</u>	<u>1,400円</u>

別表第16（第9条，第10条関係）

呉市音戸まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに			
	入場料の類を 徴収しない場 合	入場料の類を徴収する場合		
		300円以下	301円以上 1,000円 以下	1,001円 以上
8時30分～ 17時	<u>1,900円</u>	<u>4,800円</u>	<u>5,700円</u>	<u>6,700円</u>
17時～22 時	<u>2,500円</u>	<u>6,300円</u>	<u>7,500円</u>	<u>8,800円</u>

備考 略

別表第17（第9条，第10条関係）

研修室1	〃	<u>500円</u>	<u>600円</u>
研修室2	〃	<u>500円</u>	<u>600円</u>
和室ききょう	〃	<u>300円</u>	<u>400円</u>
大広間はぎ	〃	<u>500円</u>	<u>600円</u>
調理室	〃	<u>600円</u>	<u>800円</u>
会議室1	〃	<u>600円</u>	<u>800円</u>
会議室2	〃	<u>300円</u>	<u>400円</u>
美術工芸室	〃	<u>600円</u>	<u>800円</u>
さざなみ	〃	<u>500円</u>	<u>700円</u>
つつじ	〃	<u>1,300円</u>	<u>1,400円</u>
うぐいす	〃	<u>1,500円</u>	<u>1,700円</u>
くす	〃	<u>900円</u>	<u>1,100円</u>

別表第16（第9条，第10条関係）

呉市音戸まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに			
	入場料の類を 徴収しない場 合	入場料の類を徴収する場合		
		300円以下	301円以上 1,000円 以下	1,001円 以上
8時30分～ 17時	<u>2,300円</u>	<u>5,800円</u>	<u>6,800円</u>	<u>8,000円</u>
17時～22 時	<u>3,000円</u>	<u>7,600円</u>	<u>9,000円</u>	<u>10,600円</u>

備考 略

別表第17（第9条，第10条関係）

呉市音戸まちづくりセンター講座室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
講座室1	1時間までごとに	<u>300円</u>	<u>400円</u>
講座室2	〃	<u>300円</u>	<u>300円</u>
講座室3	〃	<u>300円</u>	<u>400円</u>
調理室	〃	200円	<u>300円</u>
略			
音楽室	〃	<u>300円</u>	<u>400円</u>
工作室	〃	<u>300円</u>	<u>400円</u>

別表第18（第9条，第10条関係）

呉市倉橋まちづくりセンター使用料

単位	略	美術工芸室	調理研修室
1時間までごとに		<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>

別表第19（第9条，第10条関係）

呉市倉橋まちづくりセンター釣士田分館使用料

単位	大会議室 (ホール)	略	研修室2	研修室3
1時間までごとに	<u>400円</u>		<u>200円</u>	<u>200円</u>

別表第20（第9条，第10条関係）

呉市蒲刈まちづくりセンター使用料

呉市音戸まちづくりセンター講座室等使用料

室名	使用時間		
	単位	8時30分～17時	17時～22時
講座室1	1時間までごとに	<u>400円</u>	<u>500円</u>
講座室2	〃	<u>400円</u>	<u>400円</u>
講座室3	〃	<u>400円</u>	<u>500円</u>
調理室	〃	200円	<u>400円</u>
略			
音楽室	〃	<u>400円</u>	<u>500円</u>
工作室	〃	<u>400円</u>	<u>500円</u>

別表第18（第9条，第10条関係）

呉市倉橋まちづくりセンター使用料

単位	略	美術工芸室	調理研修室
1時間までごとに		<u>1,200円</u>	<u>1,400円</u>

別表第19（第9条，第10条関係）

呉市倉橋まちづくりセンター釣士田分館使用料

単位	大会議室 (ホール)	略	研修室2	研修室3
1時間までごとに	<u>500円</u>		<u>100円</u>	<u>100円</u>

別表第20（第9条，第10条関係）

呉市蒲刈まちづくりセンター使用料

区分	単位	使用料
全館	1日につき	<u>15,300円</u>
ホール	1時間までごとに	<u>1,400円</u>
略		
調理室	1回につき	<u>1,400円</u>

別表第22（第9条，第10条関係）

呉市安浦まちづくりセンター中ホール等使用料

使用時間	1時間までごとに				
	略	リハーサル室	軽運動室	料理教室	和室
8時30分～17時		<u>500円</u>	<u>800円</u>	<u>800円</u>	<u>500円</u>
17時～22時		<u>600円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>600円</u>

別表第23（第9条，第10条関係）

呉市安浦まちづくりセンター三津口分館使用料

使用時間	1時間までごとに		
	略	和室2	略
8時30分～17時		<u>200円</u>	
17時～22時		<u>300円</u>	

備考 略

別表第24（第9条，第10条関係）

呉市豊浜まちづくりセンター使用料

区分	単位	使用料
全館	1日につき	<u>18,400円</u>
ホール	1時間までごとに	<u>1,700円</u>
略		
調理室	1回につき	<u>1,700円</u>

別表第22（第9条，第10条関係）

呉市安浦まちづくりセンター中ホール等使用料

使用時間	1時間までごとに				
	略	リハーサル室	軽運動室	料理教室	和室
8時30分～17時		<u>400円</u>	<u>1,000円</u>	<u>600円</u>	<u>400円</u>
17時～22時		<u>500円</u>	<u>1,300円</u>	<u>900円</u>	<u>500円</u>

別表第23（第9条，第10条関係）

呉市安浦まちづくりセンター三津口分館使用料

使用時間	1時間までごとに		
	略	和室2	略
8時30分～17時		<u>200円</u>	
17時～22時		<u>200円</u>	

備考 略

別表第24（第9条，第10条関係）

呉市豊浜まちづくりセンター使用料

単位	大集会室	略	研修室	略
1時間まで ごとに	1,500 円		800円	

別表第25 (第9条, 第10条関係)

呉市豊浜まちづくりセンター豊島分館使用料

単位	略	研修室	娯楽談話 室	第1会議 室	第2会議 室	料理実 習室
1時間ま でごとに		500円	400円	400円	400円	500円

別表第26 (第9条, 第10条関係)

呉市豊まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに		
	入場料の類を徴 収しない場合	入場料の類を徴 収する場合	舞台のみを使用 する場合
8時30分~17 時	700円	4,000円	100円
17時~22時	900円	6,800円	200円

備考 略

別表第28 (第9条, 第10条関係)

呉市豊まちづくりセンター久比分館使用料

使用時間	1時間までごとに		
	ホール	略	料理教室
8時30分~17 時	200円		100円
17時~22時	400円		300円

単位	大集会室	略	研修室	略
1時間まで ごとに	1,800 円		600円	

別表第25 (第9条, 第10条関係)

呉市豊浜まちづくりセンター豊島分館使用料

単位	略	研修室	娯楽談話 室	第1会議 室	第2会議 室	料理実 習室
1時間ま でごとに		400円	300円	300円	300円	400円

別表第26 (第9条, 第10条関係)

呉市豊まちづくりセンターホール使用料

使用時間	1時間までごとに		
	入場料の類を徴 収しない場合	入場料の類を徴 収する場合	舞台のみを使用 する場合
8時30分~17 時	1,100円	6,000円	200円
17時~22時	1,400円	10,200円	300円

備考 略

別表第28 (第9条, 第10条関係)

呉市豊まちづくりセンター久比分館使用料

使用時間	1時間までごとに		
	ホール	略	料理教室
8時30分~17 時	200円		100円
17時~22時	500円		200円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市まちづくりセンターの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 1 1 6 号

呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市隣保館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市隣保館条例の一部を改正する条例

呉市隣保館条例（平成 1 6 年呉市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
名称	使用料	名称	使用料
呉市山の手会館	<u>3 8, 2 8 0 円</u>	呉市山の手会館	<u>3 4, 9 2 0 円</u>
呉市皆実会館	<u>2 7, 8 7 0 円</u>	呉市皆実会館	<u>2 5, 6 8 0 円</u>
呉市広会館	<u>2 8, 8 0 0 円</u>	呉市広会館	<u>2 3, 0 4 0 円</u>
呉市かわじり中央会館	<u>4 4, 2 5 0 円</u>	呉市かわじり中央会館	<u>3 5, 4 3 0 円</u>
呉市音戸会館	<u>3 4, 0 8 0 円</u>	呉市音戸会館	<u>2 3, 9 1 0 円</u>
呉市蒲刈会館	<u>2 2, 7 7 0 円</u>	呉市蒲刈会館	<u>1 8, 2 7 0 円</u>
略		略	
呉市豊浜会館	<u>1 8, 9 6 0 円</u>	呉市豊浜会館	<u>1 5, 1 8 0 円</u>
呉市山の手コミュニティセンター	<u>3 0, 6 6 0 円</u>	呉市山の手コミュニティセンター	<u>2 1, 5 1 0 円</u>
略		略	
呉市早瀬コミュニティセンター	<u>1 4, 1 9 0 円</u>	呉市早瀬コミュニティセンター	<u>9, 9 3 0 円</u>
呉市向コミュニティセンター	<u>1 8, 6 9 0 円</u>	呉市向コミュニティセンター	<u>1 5, 0 0 0 円</u>
呉市豊コミュニティセンター	<u>1 7, 6 4 0 円</u>	呉市豊コミュニティセンター	<u>1 2, 3 9 0 円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

呉市山の手会館ほか 1 0 施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 1 1 7 号

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例の制定について

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市川尻福祉センターふれあい条例の一部を改正する条例

呉市川尻福祉センターふれあい条例（平成 1 6 年呉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第 7 条 規則で定めるセンターの施設を使用しようとする者は、1 日につき <u>1 2 2, 4 0 0 円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2・3 略	(使用料) 第 7 条 規則で定めるセンターの施設を使用しようとする者は、1 日につき <u>1 4 5, 2 6 0 円</u> の範囲内において規則で定める額の使用料を市長に前納しなければならない。 2・3 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

川尻福祉センターふれあいの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 1 1 8 号

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

呉市老人福祉センター条例（昭和 5 0 年呉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料）</p> <p>第 7 条 センターのうち、呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」という。）又は呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（安浦内海会館については、第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき次に掲げる額の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安浦内海会館 <u>1 5, 6 8 0 円</u></p>	<p>（使用料）</p> <p>第 7 条 センターのうち、呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」という。）又は呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（安浦内海会館については、第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき次に掲げる額の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安浦内海会館 <u>1 5, 0 7 0 円</u></p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

呉市老人福祉センター安浦内海会館の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 1 2 3 号

呉市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市斎場条例の一部を改正する条例

呉市斎場条例（昭和 2 6 年呉市条例第 1 0 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
名称	区分	使用料		名称	区分	使用料	
		市内等 居住者	市外居 住者			市内等 居住者	市外居 住者
呉市斎場	大人 1 体 につき	<u>1 8,</u>	<u>6 0,</u>	呉市斎場	大人 1 体 につき	<u>2 1,</u>	<u>7 2,</u>
		<u>0 0 0</u>	<u>0 0 0</u>			<u>0 0 0</u>	<u>0 0 0</u>
		円	円		円	円	
	小人（1 2 歳未満）1 体につき	<u>1 4,</u>	<u>4 8,</u>	小人（1 2 歳未満）1 体につき	小人（1 2 歳未満）1 体につき	<u>1 6,</u>	<u>5 7,</u>
		<u>4 0 0</u>	<u>0 0 0</u>			<u>8 0 0</u>	<u>6 0 0</u>
		円	円		円	円	
	死産児 1 体につき	<u>7, 2</u>	<u>2 4,</u>	死産児 1 体につき	死産児 1 体につき	<u>8, 4</u>	<u>2 8,</u>
<u>0 0 円</u>		<u>0 0 0</u>	<u>0 0 円</u>			<u>8 0 0</u>	
						円	
胞衣、産汚 物等 1 件 （3 0 セ ンチ立方） につき	<u>1, 8</u>	<u>6, 0</u>	胞衣、産汚 物等 1 件 （3 0 セ ンチ立方） につき	胞衣、産汚 物等 1 件 （3 0 セ ンチ立方） につき	<u>2, 1</u>	<u>7, 2</u>	
	<u>0 0 円</u>	<u>0 0 円</u>			<u>0 0 円</u>	<u>0 0 円</u>	
動物 1 体 につき	<u>5, 4</u>	<u>1 8,</u>	動物 1 体 につき	動物 1 体 につき	<u>6, 3</u>	<u>2 1,</u>	
	<u>0 0 円</u>	<u>0 0 0</u>			<u>0 0 円</u>	<u>6 0 0</u>	
		円			円		
霊安室 1 回（2 4 時 間まで）に つき	<u>1, 8</u>	<u>6, 0</u>	霊安室 1 回（2 4 時 間まで）に つき	霊安室 1 回（2 4 時 間まで）に つき	<u>2, 1</u>	<u>7, 2</u>	
	<u>0 0 円</u>	<u>0 0 円</u>			<u>0 0 円</u>	<u>0 0 円</u>	
呉市蒲刈 火葬場及 び呉市東 部火葬場	大人 1 体 につき	<u>1 8,</u>	<u>6 0,</u>	呉市蒲刈 火葬場及 び呉市東 部火葬場	大人 1 体 につき	<u>2 1,</u>	<u>7 2,</u>
		<u>0 0 0</u>	<u>0 0 0</u>			<u>0 0 0</u>	<u>0 0 0</u>
		円	円		円	円	
小人（1 2 歳未満）1 体につき	<u>1 4,</u>	<u>4 8,</u>	小人（1 2 歳未満）1 体につき	小人（1 2 歳未満）1 体につき	<u>1 6,</u>	<u>5 7,</u>	
	<u>4 0 0</u>	<u>0 0 0</u>			<u>8 0 0</u>	<u>6 0 0</u>	
	円	円		円	円		

	死産児 1 体につき	<u>7, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 4,</u> <u>0 0 0</u> 円
	胞衣, 産汚物等 1 件 (30センチ立方) につき	<u>1, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>6, 0</u> <u>0 0 円</u>
呉市下蒲刈火葬場, 呉市極楽苑及び呉市豊火葬場	大人 1 体につき	<u>1 5,</u> <u>0 0 0</u> 円	<u>4 5,</u> <u>0 0 0</u> 円
	小人 (12歳未満) 1 体につき	<u>1 2,</u> <u>0 0 0</u> 円	<u>3 6,</u> <u>0 0 0</u> 円
	死産児 1 体につき	<u>6, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 8,</u> <u>0 0 0</u> 円
	胞衣, 産汚物等 1 件 (30センチ立方) につき	<u>1, 5</u> <u>0 0 円</u>	<u>4, 5</u> <u>0 0 円</u>

備考 略

	死産児 1 体につき	<u>8, 4</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 8,</u> <u>8 0 0</u> 円
	胞衣, 産汚物等 1 件 (30センチ立方) につき	<u>2, 1</u> <u>0 0 円</u>	<u>7, 2</u> <u>0 0 円</u>
呉市下蒲刈火葬場, 呉市極楽苑及び呉市豊火葬場	大人 1 体につき	<u>1 8,</u> <u>0 0 0</u> 円	<u>5 4,</u> <u>0 0 0</u> 円
	小人 (12歳未満) 1 体につき	<u>1 4,</u> <u>4 0 0</u> 円	<u>4 3,</u> <u>2 0 0</u> 円
	死産児 1 体につき	<u>7, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 1,</u> <u>6 0 0</u> 円
	胞衣, 産汚物等 1 件 (30センチ立方) につき	<u>1, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>5, 4</u> <u>0 0 円</u>

備考 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市斎場ほか 5 施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。

議第 1 2 4 号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年呉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
(一般廃棄物処理手数料)	(一般廃棄物処理手数料)								
第 3 2 条 略	第 3 2 条 略								
2 市長は、事業系一般廃棄物の処理に関し、事業者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 3 0 円</u> の手数料を徴収する。	2 市長は、事業系一般廃棄物の処理に関し、事業者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 6 0 円</u> の手数料を徴収する。								
3 略	3 略								
4 市長は、第 2 4 条の規定に基づき占有者が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、当該家庭系廃棄物の処理に関し、占有者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 3 0 円</u> の手数料を徴収する。	4 市長は、第 2 4 条の規定に基づき占有者が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入する場合には、当該家庭系廃棄物の処理に関し、占有者から 1 0 キログラムまでごとにつき <u>1 6 0 円</u> の手数料を徴収する。								
付則別表	付則別表								
1 旧下蒲刈町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	1 旧下蒲刈町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>2 5 4 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>4 0 7 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>3 0 5 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>4 8 8 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>
1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>								
1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>								
2 旧川尻町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。	2 旧川尻町の区域 1 世帯又は 1 施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>2 5 4 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>4 0 7 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">1 8 リットルまでごとにつき</td> <td style="text-align: center;"><u>3 0 5 円</u></td> </tr> <tr> <td>くみ取り 1 回につき</td> <td style="text-align: center;"><u>4 8 8 円</u></td> </tr> </table>	1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>	くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>
1 8 リットルまでごとにつき	<u>2 5 4 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 0 7 円</u>								
1 8 リットルまでごとにつき	<u>3 0 5 円</u>								
くみ取り 1 回につき	<u>4 8 8 円</u>								

3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。） 1人につき	普通便槽	月額508円
	無臭便槽	月額508円
	市長が別に定める地域	月額508円
くみ取り1回につき	普通便槽	483円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		254円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	407円
	略	
	一般家庭以外の施設	483円
	略	

(3)・(4) 略

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を	月額508
-------------	-------

3 旧音戸町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽並びに市長が別に定める地域に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を除く。） 1人につき	普通便槽	月額610円
	無臭便槽	月額610円
	市長が別に定める地域	月額610円
くみ取り1回につき	普通便槽	488円
	略	

備考 略

(2) 従量制（普通簡易水洗及び無臭簡易水洗，一般家庭以外の施設（事務所，学校その他これらに類するもので，多数の者が利用するものをいう。以下この表において同じ。）並びに市長が別に定める地域に適用する。）

18リットルまでごとにつき		305円
くみ取り1回につき	普通簡易水洗	488円
	略	
	一般家庭以外の施設	488円
	略	

(3)・(4) 略

4 旧倉橋町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 定額制（普通便槽及び無臭便槽に適用する。）

世帯者（1歳未満の者を	月額610
-------------	-------

除く。) 1人につき	円
略	

備考 略

(2) 従量制 (定額制を適用するものを除いたものに適用する。)

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円
略	

(3) 略

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額 (当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。

(1) 従量制 (斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	254円
くみ取り1回につき	407円

(2) 従量制 (斎島地区)

18リットルまでごとに つき	282円
くみ取り1回につき	407円

除く。) 1人につき	円
略	

備考 略

(2) 従量制 (定額制を適用するものを除いたものに適用する。)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円
略	

(3) 略

5 旧蒲刈町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

6 旧安浦町の区域

1世帯又は1施設につき、次の割合で計算した額の合計額とする。

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

7 旧豊浜町の区域

1世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制 (斎島地区以外の地区)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

(2) 従量制 (斎島地区)

18リットルまでごとに つき	305円
くみ取り1回につき	488円

(3) 略

8 旧豊町の区域

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	<u>254円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

(2) 略

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき611円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を 除く。）1人につき	月額 <u>508円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	<u>254円</u>
くみ取り1回につき	<u>407円</u>

(3) 略

8 旧豊町の区域

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。

(1) 従量制

18リットルまでごとに つき	<u>305円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

(2) 略

別表第2（第32条関係）

1 し尿

1 世帯又は1施設につき、それぞれ次の割合で計算した額の合計額とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により公共下水道の供用を開始すべき日を公示した区域で、当該供用を開始した日から起算して3年を経過した区域の世帯については、当該経過した日の属する年度の翌年度（当該経過した日が年度の初日であるときは、当該年度）の4月分からは、くみ取り1回につき734円をこの合計額に加算した額とする。

(1) 定額制（従量制を適用するものを除いたものに適用する。）

世帯者（1歳未満の者を 除く。）1人につき	月額 <u>610円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

備考 略

(2) 従量制（事務所、学校その他これらに類するもので、多数の者が利用するものに適用する。）

18リットルまでごとに つき	<u>305円</u>
くみ取り1回につき	<u>488円</u>

2 飼養する犬，猫等小動物死体収集運搬 1 体につき <u>5 6 0 円</u>	2 飼養する犬，猫等小動物死体収集運搬 1 体につき <u>6 8 0 円</u>
--	--

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

事業系一般廃棄物等に係る一般廃棄物処理手数料の額の改定をするため，この条例案を提出する。